

厚生労働大臣が定める掲示事項（2025年6月1日現在）

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

当院は厚生労働大臣が定める基準によって看護職員を配置しております。

回復期リハビリテーション病棟入院料1（入院患者13人に対して看護師1人以上）

※看護職員1人当たりの受け持ち数は、別表をご参照ください。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について】

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

【関東信越厚生局長への届出事項】

1. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。
2. 「基本診療料／特掲診療料」の施設基準届出は、別表をご参照ください。

【保険外併用療養費に関する事項】

特別の療養環境の提供・・・1日につき（消費税込み）

※病棟毎の種別、設備、金額等は、別表をご参照ください。

【保険外負担に関する事項】

当院では下記事項につきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。尚、衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理料」等曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

○おむつ代 ○文書料 ○予防接種

【診療明細書について】

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【その他】

当院は敷地内禁煙となっております。

2025年4月1日

成田リハビリテーション病院病院長